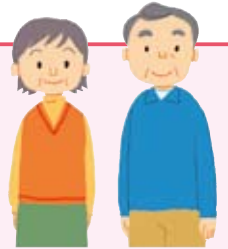


介護保険料を納めましょう

介護保険は、みなさんの保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は、甲府市の介護保険サービスに必要な「基準額」をもとにして決まります。その基準額をもとに、所得に応じた保険料が決められます。



第1号被保険者の基準額はこのように決まります

基準額
(年額)

77,780円

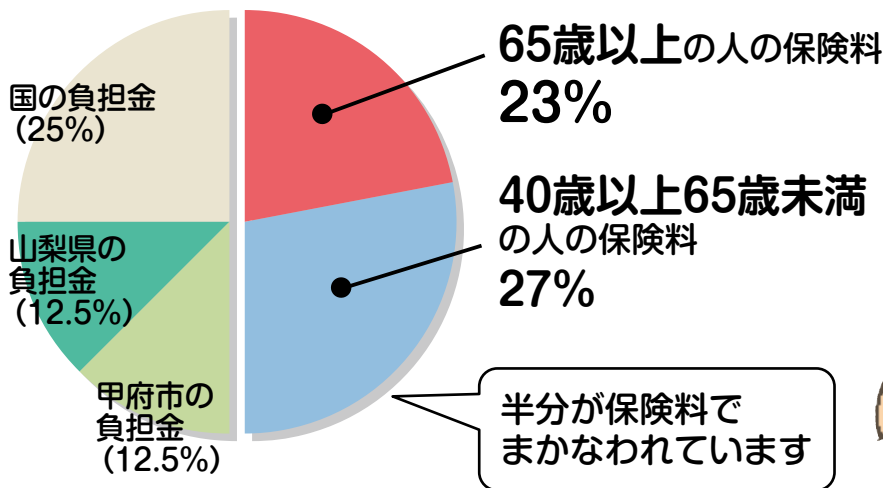
=

甲府市の介護サービス総費用
のうち第1号被保険者負担分
甲府市の第1号被保険者数

※市区町村によって、必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。

介護保険料は大切な財源です

介護保険の財源 (利用者負担分は除く)



※令和3~5年度の割合です。

●あなたの介護保険料は

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料額
第1段階	生活保護を受けている方 世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.30	23,340円
	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額とそれ以外の合計所得金額をあわせて80万円以下の方		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額とそれ以外の合計所得金額をあわせて80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.50	38,890円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方	基準額 ×0.70	54,450円
第4段階	市民税課税者がいる世帯で、本人が市民税非課税および前年の課税年金収入額とそれ以外の合計所得金額をあわせて80万円以下の方	基準額 ×0.90	70,000円
第5段階	市民税課税者がいる世帯で、本人が市民税非課税および第4段階に該当しない方	基準額 ×1.00	77,780円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	93,330円
第7段階①	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.25	97,220円
第7段階②	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.30	101,110円
第7段階③	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.50	116,670円
第8段階①	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上290万円未満の方	基準額 ×1.50	116,670円
第8段階②	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.75	136,110円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.75	136,110円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額 ×2.00	155,560円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額 ×2.10	163,330円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×2.20	171,110円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上	基準額 ×2.30	178,890円

★合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。



保険料が減免になる場合があります

次の①～④全てに当てはまる人の保険料が減免になります（生活保護受給者は対象となりません。）

- ①市民税課税者に扶養（税の扶養親族、医療保険の被扶養者）されていない
- ②世帯全員の預貯金などの合計が350万円以下
- ③世帯全員が、居住用以外に処分可能な不動産を持っていない

所得段階	条件	減免後の年間保険料額
第1段階	④前年中の世帯全員の年間収入合計額が60万円以下 【世帯が2人以上の場合は、1人増えるごとに15万8,000円を加算】	保険料額の12分の5
第1段階 第2段階 第3段階	④前年中の世帯全員の年間収入合計額が120万円以下 【世帯が2人以上の場合は、1人増えるごとに31万5,000円を加算】	保険料額の12分の7

※年間収入合計額には、遺族年金など非課税所得となる収入や仕送りなども含まれます。また、申請する際は、世帯全員の収入などについての関係機関への調査に同意していただきます。

申請に必要なもの

- 世帯全員の収入を証明するもの（年金振込通知書、源泉徴収票、給与明細、確定申告書の写しなど）
- 世帯全員の預貯金の通帳、医療保険被保険者証、扶養している方の源泉徴収票、資産を証明する書類など
- 印かん（朱肉を使うもの）

※上記のほか、災害等の特別な事情により保険料の減免や徴収を猶予する制度があります。また、新型コロナウイルス感染症による減免につきましては、申請期間が限られておりますので、詳しくはお問い合わせください。



保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、原則として年金から納めていただきますが、受給している年金額※などによって2種類に分けられます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から納めていただきます。

※老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が対象です。老齢福祉年金などは対象になりません。

普通徴収

年金が年額18万円未満の人
年度の途中で65歳になった人

など →

納付書・口座振替

甲府市から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

- 7月を最初の納期として年9回に分けて保険料を納付していただきます。

納期は、各月の末日、末日が土・日・祝日の場合は翌営業日となります。

本徴収								
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

保険料納付は
口座振替が
便利です

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 印かん（通帳届け出印）

これらを持って甲府市指定の金融機関で手続きしてください。



※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納付書で納めることになります。

特別徴収

年金が年額18万円以上の人

年金から天引き

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。

- 前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月（仮徴収期間）は2月の徴収額と同額の保険料を納め、10・12・2月は、7月に確定された保険料額から仮徴収期間に納めていただいた保険料額を除いた額を納めていただきます。
- 普通徴収から年金特別徴収に切り替わる時期は、4月・6月・8月・10月となります。特別徴収額は、4・6・8月（仮徴収期間）については、前々年の所得額等を参考に特別徴収開始月から翌年2月までの年金給付月回数で割った保険料額を8月まで納付をしていただきます。10月以降については、7月に確定された年間保険料額から仮徴収期間に納めていただいた保険料額を除いた額を10・12・2月で納めていただきます。

年金支給月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月

- 特別徴収額を平準化する場合があります。前年度から継続して特別徴収される方、4月から特別徴収される方で、前年度と同様の特別徴収額で徴収することで、仮徴収期間の特別徴収額と本徴収期間の特別徴収額が大きく違ってしまふことが想定される方について、できるだけ均一に納めていただけるように6月・8月の特別徴収額を変更します。

年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- 10月から特別徴収が開始になる場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合 ……など

保険料を滞納すると…

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割、2割または3割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると

サービスを利用するときに利用者負担が3割または4割※になったり、高額介護（介護予防）サービス費等が受けられなくなったりします。

また、介護サービス利用の有無にかかわらず、法令に基づき財産差押等の滞納処分を受ける場合があります。

※利用者負担の割合が3割の人は4割になります。



やむを得ない理由で保険料を納められないときは

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときや困ったときは、お早めに市区町村の担当窓口までご相談ください。



40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料

40歳以上65歳未満の人の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められます。医療保険料と一括して納めます。



	国民健康保険に加入している人	職場の医療保険に加入している人
決め方	保険料は国民健康保険料の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。	医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。
納め方	医療保険分と介護保険分をあわせて、国民健康保険料として世帯主が納めます。	医療保険料と介護保険料をあわせて、給与および賞与から徴収されます。 ※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

くわしくは 保険給付係 ☎055-237-5478
滞納整理係 ☎055-237-5118